

北九州市外国人起業活動促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市における産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することを目的として、外国人起業活動促進事業に関する告示(平成30年経済産業省告示第256号。以下「告示」という。)に規定する外国人起業活動促進事業(以下「外国人起業活動促進事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件(平成30年法務省告示第428号)、及び告示において使用する用語の例による。

(起業準備活動計画の確認を行う事業の内容)

第3条 市が告示第5の4又は告示第5の5の確認(以下「起業準備活動計画確認」という。)を行う事業は、次に掲げる事業のうち、新しい技術を活用する又は斬新なサービスを提供する等の新規性があり、かつ、北九州市産業振興未来戦略の推進に資することが認められるものとする。

- (1) ものづくり産業
- (2) 環境・GX産業
- (3) 物流産業
- (4) IT・DX産業
- (5) 未来産業(半導体・次世代自動車・蓄電池・宇宙等)
- (6) 健康・医療産業
- (7) サービス産業
- (8) コンテンツ・エンターテインメント産業
- (9) 観光・インバウンド産業
- (10) その他特に市長が認めるもの

(起業準備活動計画の確認申請)

第4条 特定外国人起業家になろうとする者(以下「新規申請者」という。)は、告示第5の4の確認申請(以下「新規申請」という。)をしようとするときは、様式第1号による起業準備活動計画確認申請書兼同意書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 起業準備活動計画書（告示第5の4の起業準備活動計画を記載した書類をいう。）
（様式第1号の2）
 - (2) 起業活動の工程表（様式第1号の3）
 - (3) 新規申請者の履歴書（様式第1号の4）
 - (4) 上陸後又は在留資格の変更後1年間の新規申請者の住居を明らかにする書類
 - (5) 上陸後又は在留資格の変更後1年間の新規申請者の事業資金、生活資金及び帰国資金を明らかにする書類
 - (6) 次のいずれかに該当することを明らかにする書類
 - ア 事業の経営又は管理について1年以上の経験を有していること
 - イ 経営管理に関する分野又は新規申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位を有していること。
 - (7) 新規申請者の旅券の写し
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 新規申請者は前項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、様式第3号による変更届出書に、変更内容を確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（起業準備活動計画の更新の確認申請）

第5条 更新を行おうとする特定外国人起業家（以下「更新申請者」という。）は、告示第5の5の更新の確認申請（以下「更新申請」という。）をしようとするときは、様式第2号による起業準備活動計画確認申請書兼同意書（更新用）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 起業準備活動計画書（更新用）（告示第5の5の起業準備活動計画を記載した書類をいう。）（様式第2号の2）
- (2) 起業活動の工程表（様式第2号の3）
- (3) 在留期間の更新後6月間の更新申請者の住居を明らかにする書類
- (4) 在留期間の更新後6月間の更新申請者の事業資金、生活資金及び帰国資金を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 更新申請者は前項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、様式第3号による変更届出書に、変更内容を確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（起業準備活動計画確認）

第6条 市長は、前2条の申請があったときは、事業の起業及び経営に関し、識見を有す

る者の意見を聴いた上、当該申請に係る起業準備活動計画が、新規申請にあつては告示第5の6(1)①から⑦まで、更新申請にあつては告示第5の6(2)①から⑥までのいずれにも該当し、かつ、当該起業準備活動に係る事業が第3条の規定に該当すると認めるときは、起業準備活動計画確認を行うものとする。

2 市長は、起業準備活動計画確認を行ったときは、告示第5の6の規定により、新規申請者にあつては様式第1号の5による起業準備活動計画確認証明書を、更新申請者にあつては様式第2号の4による起業準備活動計画確認証明書(更新用)をそれぞれ交付するものとする。

3 市長は、前項の起業準備活動計画確認証明書を交付したときは、その旨を様式第1号の6による起業準備活動計画確認実施通知書により管轄の出入国在留管理局長に通知するものとする。

4 市長は、第2項の起業準備活動計画確認証明書(更新用)を交付したときは、その旨を様式第2号の5による起業準備活動計画確認実施通知書(更新用)により管轄の出入国在留管理局長に通知するものとする。

(起業準備活動計画確認の取消し)

第7条 市長は、起業準備活動計画確認を受けた特定外国人起業家について、虚偽の申請その他不正の行為若しくは不実の記載のある提出書類等により当該確認を受けたことが判明したとき又は正当な理由なく第9条第1項若しくは第10条の規定による求めに応じないときは、当該確認を取り消すことができる。

2 市長は、第4条第2項及び第5条第2項の規定により様式第3号による変更届出書が提出され、当該申請に係る起業準備活動計画が告示第5の6に明らかに該当しなくなったと認めるときは、当該確認を取り消すことができる。

3 市長は、第1項又は前項の規定による取消しをしたときは、その旨を様式第4号による起業準備活動計画確認取消書により特定外国人起業家に通知するものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による取消しをしたときは、その旨を様式第4号の2による起業準備活動計画確認取消通知書により管轄の出入国在留管理局長に通知するものとする。

(特定外国人起業家の上陸の報告)

第8条 特定外国人起業家は、様式第5号による上陸報告書より、本邦上陸後速やかに市長に上陸を報告するものとする。

(上陸後の措置)

第9条 市長は、第6条第2項の起業準備活動計画確認証明書及び起業準備活動計画確認証明書(更新用)(以下「確認証明書」と総称する。)を交付した特定外国人起業家につ

いて、外国人起業活動促進事業に係る在留資格を有する間、告示第5の2の規定により、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 起業準備活動に関する相談に応じるための体制を確保すること。
- (2) 起業準備活動計画の進捗状況を定期的に確認し、当該特定外国人起業家の起業準備活動が円滑かつ確実に実施されるよう適切な措置を講ずること。
- (3) 起業準備活動の継続が困難になった場合に帰国が確保されるよう適切な措置を講ずること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか外国人起業活動促進事業を実施するに当たり、市長が必要と認める管理・支援を行うこと。

(実施状況等の把握、確認及び報告)

第10条 市長は、確認証明書を交付した特定外国人起業家について、告示第8の規定により、少なくとも1月に1回、次に掲げる事項について確認し、その結果を経済産業大臣及び管轄の出入国在留管理局長に報告するものとする。

- (1) 起業準備活動の進捗状況に関すること。
- (2) 北九州市が行った管理及び支援の実績に関すること。
- (3) その他経済産業大臣が必要と認めること。

2 市長は、告示第8の6の報告を行うに当たっては、経済産業省及び管轄の出入国在留管理局と予め協議するものとする。

3 市長は、告示第8に定める場合を除くほか、必要に応じて経済産業省及び管轄の出入国在留管理局に外国人起業活動促進事業に係る情報を提供するものとする。

(起業準備活動計画の調査等)

第11条 市長は、起業準備活動計画の進捗状況の確認その他のこの要綱の実施のため必要と認める事項について、確認証明書を交付した特定外国人起業家及びその関係人に対し、説明、文書の提出その他の必要な対応を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、外国人起業活動促進事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。